北方領土問題

川島 順 予科21-7 航空7-1 (越谷市)



はじめに:

2019年9月5日ウラジオストックで 安倍首相とプーチン大統領の実に第27回 日の日露首脳会談が行われた。

プーチン大統領は国民の9割が返還に反対していると全く歩み寄る気配を見せない。新聞では空回りする安倍首相のレガシー願望と酷評されている。

一方、朝日新聞(2019年6月9日)では色丹に巨大水産加工場が来月には稼働、ロシア実効支配を強化していると報じている。

このように膠着している北方領土の返還 交渉には国民の強い願望が無ければ実現し ない。しかし、現在の日本国民の北方領土 に対する関心や願望は必ずしも高くはな い。

そこで、北方領土の歴史的事実、北方領土が終戦時にいかにしてソ連に搾取されたかを明らかにして、北方領土返還交渉の一助にしたいとの思いで筆を取った次第である。

1. 北方領土の歴史

まず北方領土とは国後、択捉、色丹、歯 舞諸島の4島だけで無く、かつて日本の統 治下にあった樺太・千島列島も含めて論議 したい。

17世紀初期の北方領土

北方4島が日本の歴史の登場してきたのは17世紀の初期、幕臣の富山元十郎が幕府直轄となった東蝦夷の経営に従事し、1801年(享和1年)ウルップ島を調査し、そこに「天長地久大日本属島」の標柱を立てた。

1804年ロシアの使節レザノフが仙台の漂流民津太夫を送還して長崎に来航し、通商条約を要求したが、幕府はそれを拒否したため、ロシアの軍艦に命じて、1805年から6年にかけて、樺太や択捉島の日本の番所や利尻島の幕府船を襲撃する暴挙に出た。

1808年、幕府のお庭番をしていた間 宮林蔵は幕府から樺太探検を命ぜられ現地 を視察し、文化6年(1809年)5月1 7日樺太が島であることを確認した。その 海峡は間宮海峡と呼ばれるようになった事 は余りにも有名である。

その後、林蔵は12年をかけて北海道地図の基本となる「蝦夷図」を完成する。

1844年、江戸時代の初期に幕府が作成した日本地図「正保御国絵図」に「クナシリ」「エトロフ」などの島の名前が登場している。

一方、ロシアも18世紀になると北方4 島に勢力を伸ばしてきた。

危機感を覚えた幕府は近藤重蔵や間宮林蔵を派遣して情況を調査すると共に、択捉島以南の島に番所を作らせた。

1-2 日露和親条約

1854年米国のペルーが日本との和親条約を結んだことを知ったロシアの皇帝はプーチャチンを和親条約を結ぶために日本に派遣した。

同年11月に下田の長楽寺で幕府全権の 筒井政徳とプーチャチンとの間で和親会議 を開催中、安政の大地震が起こり、プーチ ャチンの乗船、大砲52門搭載、乗員500名の2000屯の木造大戦艦が沈没した。

戸田の住民は嵐の中数百隻の船を出し乗 員の救助活動を行い500名の乗員全員を 救助した。

そればかりでなく、戸田の住民は洋式船を3ヶ月の突貫作業で作り上げてプーチャチンに寄贈した。プーチャチンは住民に感謝してこの船を「ヘダ号」と名付けて帰国した。

このような騒ぎがある中、日露の和親条約は1854年12月21日に締結された。この和親条約によって、択捉島とウルップ島との間に国境線を引くことが定められた。

1-3 輿地航海図

プーチャチン艦隊の乗組員が所持していたイギリス製の航海図(1845年版)が濡れたのでその修理を日本側に依頼してきた。その際、医師の武田簡吾が模写翻訳し、蘭方医の杉田玄瑞が「輿地航海図」として刊行したもので、当時最も優れた航海用世界図として評価された。

北方領土に関しては北方4島は勿論のこと樺太の南半分が日本領(赤線で区画されている)として記載されている。



輿地航海図の拡大図

1-4 樺太千島交換条約

上記の日露和親条約では、千島列島の択 捉島とクルップ島との間に国境が定められ たが、樺太については国境を定めることが 出来ず日露人混在の状態が続いていた。明 治に入っても日露両国の紛争が頻発したの で、1874年(明治7年)榎本武揚がサ ンクトペテルブルグに赴き、樺太全島をロ シア領とし、クルップ島以北の千島列島を 日本領にする提案を行い、1875(明治 8年)5月7日、樺太千島交換条約が日露 間で署名され、同年8月22日東京で批准 された。

なお、この交換条約で日本領となった島は18島で島名まで明記されていたので、 北方4島がこの交換条約により日本領になった千島列島に含まれていないことは明白である。

1-5 ポーツマス条約

日露戦争で勝利を収めた日本は、1905年(明治38年)9月4日アメリカのポーツマスでロシアとの講和条約を結んだ。主な内容は、日本は南樺太の領土、遼東半島の租借権、南満洲鉄道の利権、韓国の保護権、沿海州・カムチャッカ半島沿岸の漁業権を獲得した。

2. 北方4島ソ連の不法占拠

2-1 ソ連占守島を急襲

太平洋戦争の末期の1945年(昭和20年)4月5日、ソ連は1946年(昭和21年)4月25日まで有効な「日ソ中立条約を」一方的に破棄、同年8月9日宣戦布告を通告してきた。

8月14日、トルーマンからスターリンに宛てた親展電報には「ソ連軍の保障占領地域を満洲、北朝鮮、樺太とする」と書かれていた。これにスターリンは激怒し、8月16日、トルーマンに対して「あなたの電文には千島列島が抜けている。千島列島はヤルタ協定で、ソ連の領有に決まっている、速やか千島をソ連占領地域に入れよ。

さらに北海道の半分、即ち釧路、留萌を結 ぶ北海道北半分もソ連のものだ。そのよう に命令文を書き直せ。」と返電している。

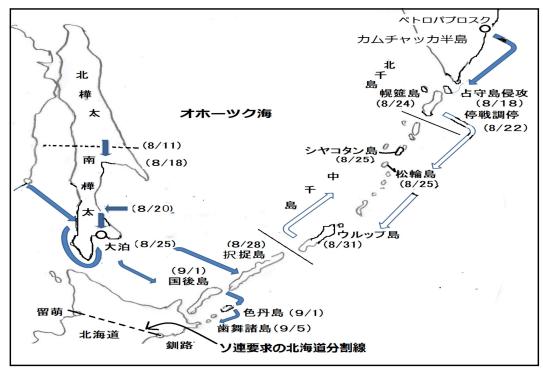
武力占領による既成事実をつくる以外に 道はないと直感したスターリンは、急遽千 島侵攻作戦の命令を出した。その命令は1 945年(昭和20年)8月15日正午、ポ ツダム宣言受諾の玉音放送から3時間後の 午後3時に出されている。

その命令に基づき、8月18日にカムチャッカー半島の最先端から長距離砲で千島列島最北端の占守島の砲撃を開始し、8月

16日、カムチャッカ半島のペトロパブロスクを出航した揚陸艇16隻、艦艇38隻よりなるソ連艦隊が占守島に来襲し、島に上陸し、日本軍との間で戦闘が勃発した。

占守島には第5方面軍(司令官樋口季一郎中将)第91師団(師団長堤不夾貴中将)の約9000名が守備についていた。

18日の未明に乗じて上陸してきたソ連軍に対して日本軍火力は照準射撃ができず上陸を許したものの、その後反撃に出て、 占守島の内部への侵攻を押さえ、海岸線に 釘付けにして激戦を繰り返えしていた。



しかし、19日、日本軍の第5方面軍司令部の命令により、長島厚大尉(55期)は軍使として部下数名を連れて敵陣を突破、ソ連の狙撃連隊長と停戦交渉を行った。その結果、22日、堤師団長とグニチェコ司令官との間で停戦協定が締結された。

2-2 北千島・中千島の武装解除

先述の通り、停戦協定は8月22日14時、 ソ連警備艇キーロフ上で、堤師団長とグニ チェコ司令官の間で調印された。 その後直ちに、ソ連軍は停戦交渉の軍使となった長島大尉を水先案内人として 掃海艇に乗せ、中千島のシャコタン島(積 丹島)迄の日本軍守備隊の武装解除を行い、 25日には幌筵島の柏原港に引き上げている。

さらに、ソ連軍は中千島の松輪島以南の 千島列島に米軍が進出していないのを知る と、25日より、第2陣として、第91師 団の水津満参謀長を水先案内人として松輪 島以南の日本軍守備隊の武装解除を行い8 月31日にクルップ島に達した後、柏原港に引き上げている。

しかし ソ連軍がなぜこのような行動を とったかというと、ポツダム会議で米ソ最 高軍事代表間の取り決めで、ソ連の保障占 領地域は、占守(シュムシュ)、幌筵(パ ラムシロ)、阿頼度(アライト)、志林規 (シリンキ)の四島、それ以南は米軍の担 当地域であると合意されていたためであ る。それにもかかわらず、ソ連軍は米軍が 進出していないのを知るや、千島列島を南 下し次々と手中に収め、ウルップ島まで来 ると「エトロフ島以南は米軍の担当だ」と して一端は引き揚げている。

2-3 占守島から奇跡の脱出

ソ連軍が占守島に侵攻してきた時、島に は日露漁業の従業員が2500人おり、その 中には約400人の女子工員が混じってい た。第91師団長は真っ先に彼女たちを北 海道に送り出す手筈をした。当時島にあっ た独航船20数隻に約400人を分乗さ せ、霧に覆われた港から北海道に向けて出 港させた。ソ連機の爆撃が続く中、日本軍 も高射砲の一斉射撃で必死の援護を行い無 事に出港させることができた。「全員、無 事に北海道に着いた」との電報が島に届い たのは、それから5日後である。停戦後に 上陸してきたソ連兵は女性を捜し回ったそ うだが、第91師団の配慮のおかげで彼女 達はソ連兵の毒牙にかからずにすんだこと は不幸中の幸いである。

2-4 ソ連軍北方4島へ侵入

スターリンは占守島を侵攻したソ連軍が、占守島で日本軍の抵抗に遭い千島列島を南下するのに手間取っているのを知るや、南樺太に侵攻したソ連軍が8月25日に最南端の大泊に達するや否や、急遽南千島侵攻作戦の命令を出した。

第1陣は8月28日、掃海艇2隻、機雷敷設艦1隻で択捉島に来襲してきた。

日本軍は全く抵抗せずにソ連軍の上陸を 許した。ソ連軍は米軍が進出していないの を確かめると日本軍の武装解除を行い、郵 便局を占拠し、通信を遮断した。

ソ連兵は、日本人の家屋、船舶、家具、 馬牛等あらゆる物を奪取し、住民はろくな 食料も与えられず無給で強制労働を強いら れた。択捉島は北海道との距離が遠いため、 約3600人いた住民はほとんど脱出するこ とができなかった。

第2陣は9月1日、護衛艦2隻、上陸用舟 艇2隻、掃海艇3隻、輸送船6隻計13隻が 国後島に来襲した。

同日別働隊の掃海艇2隻が色丹島に来襲 した。日本軍は全く抵抗せずにソ連軍の上 陸を許している。

歯舞諸島は、色丹島に上陸したチェチェリン海軍少佐が占領計画報告の命令を無線の不調により占領命令と誤認し9月5日襲撃し占領した。この命令誤認による占領もソ連の中では追認されている。

北方4島に来襲してきたソ連の艦隊は1 8隻、その内、輸送船6隻、機雷敷設艦1 隻を除き、11隻は米ソ秘密共同作戦に基 づいて米国が貸与した艦艇である。

当時、国後島には約7400人、色丹島には約1000名、歯舞諸島には約5000名の住民が住んでいたが、ソ連軍の侵攻後、ソ連軍は略奪、暴行をほしいままに行ったので、住民の約半数は北海道に脱出した。

3. 北方領土に関する法的事実

(1) ハーグ条約

ハーグ条約とは、ロシアのニコライニ 世が提唱し、1907年(明治40年)オランダのハーグで開かれた平和会議に参加した44カ国によって国際紛争の平和的処理方法が定められた条約で、有毒ガスの使 用禁止、開戦の手続き法、戦争不参加者の 殺傷禁止、戦闘による負傷、病気、捕虜の 人道的取り扱い、戦後の即時帰国等の遵守 事項が盛り込まれている。この条約によれ ば、ソ連の捕虜抑留問題および千島列島の 攻略は戦争犯罪行為であり、日本はソ連に 対して賠償請求権を持っているものと云え る。

(2) 大西洋憲章

領土問題に関する国際協約としては、1941年(昭和16年)米のルーズベルトと英のチャーチルの両首脳によって宣言された「大西洋憲章」がある。その内容は①両国は領土的増大を求めない(領土不拡大の原則)。②両国は関係国民の自由に表明できる希望に一致せざる領土的変更の行われることを望まない(民族自決の原則)を宣言した。

(3)連合国共同宣言

次いで、1942年(昭和17年)に米、 英、ソ連を含めた26カ国が参加して声明 した「連合国共同宣言」はこの「大西洋憲 章」の二大基本原則を承継して国際民主主 義の基本的原則を宣言したものである。こ の原則は次のカイロ宣言、ポツダム宣言へ と継承されてゆく。

(4)カイロ宣言

カイロ宣言は、1943年(昭和18年) 米、英、支那(蒋介石)3首脳によって日本に対する3国の軍事行動について協議した結果の宣言で、日本に対して共同で弾圧を加えるとした条項に続いて、3大同盟国は自国のために何らの利得を要求すものではなく、また、領土拡張の何らの念も持っていない。第1次大戦以後、日本が奪取し、また占領した太平洋における一切の諸島を剥奪する。を骨子とするものである。

このカイロ宣言にはソ連は参加していないが、ソ連はカイロ宣言を承継したポッダム宣言に加入した結果、カイロ宣言の領土

不拡大という基本的原則は守らなければな らないことになる。

(5) ヤルタ協定

ソ連は千島列島はヤルタ協定でソ連の領 有に決まっていると主張している。

ヤルタ協定とは1945年(昭和20年) 2月、米国のルーズベルトとソ連のスター リンで秘密会議を行い、その後英国のチャ ーチルとの間で交わされた秘密協定で極東 問題については、スターリンは対日参戦の 見返りとして、満州国の権益、樺太南部及 び千島列島の領有を要求している。

しかし、この極東密約は1946年2月 11日に公開されたが、1956年、アイゼンハワー政権では「ヤルタ協定はルーズベルト個人の文書であり、アメリカ合衆国連邦政府の公式文書ではなく無効である」とのアメリカ合衆国国務省が公式声明を発している。また、アメリカ合衆国上院は1951年のサンフランシスコ平和条約批准を承認する際、「この承認は合衆国としてヤルタ協定に含まれている、ソ連に有利な規定の承認を意味しない」との宣言を行っている。

(6) ポッダム宣言

ポッダム宣言は、1945年(昭和20年)7月26日にアメリカ トルーマン大統領、イギリス チャーチル首相、中華民国蒋介石主席の名において発せられた13条からなる日本への降伏要求最終宣言で、「米英支三国共同宣言とも云われている。

ソ連は対日宣戦布告の8月8日にポッダ ム宣言への参加を表明している。

その12条には、「連合国占領軍はその目的達成後そして日本人民の自由なる意志に従って平和的傾向を帯びかつ責任ある政府が樹立されれば、占領軍は直ちに日本から撤退するものとする。」との条文が有り、この条文によればソ連軍が長期に亘って居座ることがポッダム宣言違反になる事は明

白である。

(7) サンフランシスコ平和条約

1951年(昭和26年)9月8日、日本と連合国49カ国の間で調印された講和条約である。

しかし、この会議には中華民国は招聘されず、インド、ビルマ、ユーゴスラビアは会議に参加せず、ソ連、ポーランド、チェコスロバキアは署名を拒否している。

この平和会議において、北方領土については、日本の全権大使である吉田茂総理大臣が受諾演説中、「千島列島、及び南樺太は日本が侵略によって奪取したものだとするソ連全権の主張に対して抗議します。

日本開国の当時、千島南部の2島択捉、 国後が日本領であることについては、帝政 ロシアも何ら異議を挿まなかったものであ ります。ただ、得憮島以北の北千島諸島と 樺太南部は、(中略)日本降伏直後の194 5年9月20日一方的にソ連領に収容された ものであります。また、日本の本土たる北 海道の一部を構成する色丹島及び歯舞諸島 も終戦当時たまたま日本兵営が存在したた めにソ連軍に占領されたままであります。」 と述べている。

4. 北方領土返還交渉の経緯

北方領土の返還交渉は1955年(昭和30年)に開始され、1956年(昭和31年)10月19日モスクワにおいて鳩山総理とフルシチョフ首相の間で取り決められた日ソ共同宣言が発表された。その宣言の中でソ連は歯舞諸島、色丹島を日本に返還することを約束した。

その後、田中総理、海部総理と日ソ交渉は継続審議され、1993年(平成5年)1 0月13日、細川総理とエリツィン大統領都の間で行った東京宣言において、「領土問題を歴史的、法的事実に基づき解決する」との交渉指針が示された。 1997年(平成9年)11月2日ロシアのクラスノヤルスクで行われた日露会談では、橋本総理が「4島の北に国境線を設け、返還までの間ロシアの施政権を認める」提案を行ったがロシア側の合意は得られなかった。

2001年(平成13年)3月イルクーツ クで行った森喜朗総理とプーチン大統領の 会談で、日本側は歯舞色丹2島返還を含め た平和条約を結び国後、択捉は継続協議す るを提案するもロシア側の合意を得られな かった。

以後、代々日本の総理とプーチン大統領 の間で首脳会議が開かれたが、領土問題に ついては全く進展が見られなかった。

第2次安倍内閣の代になり、2013年(平成25年)モスクワで安倍総理とプーチン大統領との間で、「戦後67年を経ても日露の間で平和条約が締結されないことは異常である。双方に受け入れ可能な解決策の作成を両国の外務省に指示する。」という共同声明を発表した。

以後、共同経済活動のプロジエクト及び 元島民の四島への往来の円滑化については 具体策が示されある程度進展がみられるも のの、4島返還については、1956年の日 ソ共同宣言を基礎として交渉を加速させる との抽象的合意に止まり、その前途は依然 として不透明である。

5. 北方領土返還について日本の主張 (1) 歯舞群島

北方4島は当事国のロシアとの間で1854年に結ばれた日露和親条約により日本の固有の領土であることが確認されている。日本が降伏文書に調印した9月2日以後に、ソ連軍は日本の固有の領土である歯舞諸島に侵攻してきた。これはまさに平時における侵略行為で国際法で禁じられている侵略戦争に相当する。

従って、平和条約締結前に即刻歯舞諸島 を返還すべきである。

(2) 択捉島、国後島および色丹島

この3島は、日本が占守島において日ソ間で停戦協定を締結し、それに基づいて北千島、及び中千島の武装解除を行った後に、上記3島に侵攻してきた。日本軍は、そのソ連軍に対して何ら抵抗することなく武装解除に応じている。この状況はソ連軍は上記3島を保障占領したことになる。

保障占領は、「その目的が達せられれば 直ちに日本から撤退すべし」と書かれたポッダム宣言12条によって速やかに撤退す べきである。従って、上記3島につては平 和条約締結と同時に日本に返還すべきであ る。

6. 今後の対応

しかしながら、前記北方領土返還交渉の 項で述べたように、ロシアがこの日本の主 張、要求をすんなり飲むとは考えられない。

それではどうしたらよいか。その具体的な方策としては、日本の世論の喚起、世界の世論を味方にするための啓蒙運動、

国際情勢の変化に対応した粘り強い交渉の 3点に絞られる。

(1)日本の世論の喚起

プーチンの返還反対の口実はソ連の世論が9割返還に反対していると、もっぱら世論頼みである。

それに対応するには 日本の世論を喚起することである。日本のマスコミはどのような事情があるか理解できないが、ロシア、中国に極めて遠慮した報道を流している。北方領土はソ連に不法占拠されたということを大々的に報道しているのは私の知る限りでは、毎日新聞の2005年7月21日「ソ連北方領土占領」及び読売新聞の2009年4月30日「4島露が不法占拠」だけである。

私はかって日本の新聞やテレビの天気予報の地図には北方領土が全く載っていない、載っていても択捉島の半分迄しか書かれていない。4島を地図の上にはっきり記載すべきであるとの考えを平成14年7月、小泉内閣メールマガジンに投稿したことがある。この投稿に対しては何ら返事はもらえなかったが、その後暫くして、新聞やテレビの天気予報の地図に北方4島が載るようになった。私の案を誰かが伝えて呉れたのではないかと思っている。さらに北方4島は潜在的に日本領ならば天気予報もすべきである。

(2) 国際世論を味方につける

次に大事なことは国際世論を味方に付けることである。

まず、ヤルタ協定、ポッダム宣言の当事 国、アメリカ、イギリス、ロシアの世論に 訴えるべきである。

当然外務省が真っ先に運動しなければ成らないが、NHKにも頑張ってもらいたい。即ち何故戦後70年以上経ても日本とロシアでは講和条約が結ばれないのかと云う点をテーマにすれば良い。NHKはこのような問題に対しては全く冷淡で、むしろ、利敵行為に近い報道、例えば細菌戦や靖国問題等に力を入れている。

次に、サンフランシスコ平和条約に署名 した49カ国および不参加国のインド、ビルマ、ユーゴに根回しをすべきである。

(3) 北方4島返還交渉の方針

北方4島返還交渉の方針は上記5で述べた主張、即ち、歯舞諸島は日本が降伏文書に調印した9月2日以後に、日本の固有の領土である歯舞諸島に侵攻してきたので明らかなる侵略戦争によって略奪した領土であるので即時返還すべきである。

日本の固有の領土であった色丹島、国後 島及び択捉島の3島は、日本とソ連軍が停 戦協定を行った後に、ソ連軍が侵攻してき たので、保障占領に当たる。従ってポッダム宣言第12条によって日本とロシアが講和条約締結後速やかに返還すべきである。

これらの主張はおそらく現在のロシアとしては全く受け付けないであろう。しかしながら、5年でも10年でも、いや50年でも100年かかっても、粘りずよく不法に占拠された総ての領土の返還を要求すべきである。

国際情勢は流動的である。現在のロシアが不法に占拠した北方領土を手放さない理由の一つは軍事的な目的がある。

米露の核戦略上でロシアの地上配置のIC BMは米国の先制攻撃に対して脆弱なため 戦略原潜をオホーツク海に常時配置し米国本土を核攻撃できる態勢を整えている。オホーツク海の原潜を護るために北方4島の 要塞化を進めている。択捉島と国後島との間にある国後水道は十分な深さと流氷の影響を受けにくいので原潜の重要な通路となっている。

即ち、ロシアの核戦略上北方4島は重要 な地位を占めているので、米露の緊張が緩和されない限り、ロシアはおいそれとそれを手離なさないであろう。

しかし、ロシアは冷戦後破綻状態にあった経済を原油価格の高騰により立て直したが、それは産業競争力に裏付けられたものではなく、ロシアの経済生産はソ連崩壊の10年前後で45%減少、ルーブルの価値は半分になった。国民の平均寿命は短く、高齢化も進み、国力は今後ますます低下してゆくであろう。

もう一つの問題は対中国との関係である。現在中露の貿易額は1000億ドルに及び日露の貿易額の倍以上ある。又極東におけるロシア人の人口は減る一方であるがその分中国の労働者が流入している。そのために中国の影響力が高まり、その限界を超えれは大きな紛争の種になりかねない。

さらに、温暖化により北極海の海氷が融け新たな航路の開通が見込まれている。中国は北極海航路の開発に意欲を見せているので、これも中露間の紛争の種になり得る。

このようなあなた任せの方法でなく、もっと積極的な方法がある。それは核融合発電である。それは日本の量子科学技術研究開発機構が2020年に建設の完成を目指している核融合大型実験炉JT-60SAである。原料は重水素で秒速1万kに加速した重水素の粒子を重水素が充填された炉内に注入して2億度まで加熱して核融合反応を起こさせるもので、放射能を発生しない安全な方法である。

これとは別に、フランスのイーター計画がある。この計画には日米欧露印度等が加わるメガプロジェクトで、現在建設中の実験炉は2025年に完成、2035年までに本格稼働を目指している。

このような核融合発電が実用化される2 050年頃になれば、化石燃料の価値は大幅に減少し、輸出の60%を天然資源に頼っているロシアにとっては大きな痛手となるであろう。

このような国際情勢の変化に伴い、ロシアにとって北方領土の軍事的価値よりも日本の経済支援の方が重要になる時期が来る可能性がある。

その時期の来るのを辛抱強く待って国際 法に基づいて平和的に解決する道を模索す べきである。

なお、ロジアによる実効支配の期間が長くなれば、日本の国土に編入しても現実に居住し生活をしているロシア人の取り扱いが難しくなるが、それは、中国における香港の先例に倣い1国2制度の導入等解決の道が必ずあるはずである。

おわりに:

本稿作成に当たって、陸士61期の野中

一夫氏が偕行誌に投稿された「北方領土返 還問題を念う」及び、日本国際問題研究所 主任研究員の小谷哲男氏の「ロシアの海洋 戦略と北方領土問題 日本は上からの目線 で向き合え」を参考にさせていただいたことを申し添えると共に両氏に感謝いたします。